

■ 資金収支計算書

会計年度の教育研究活動に対応するすべての収入・支出の内容ならびに支払資金の収入・支出のてんまつを明らかにする計算書です。

資金収入には、借入金や前受金などの負債となる収入や特定資産からの繰入収入などが含まれます。資金支出には、借入金の返済支出、施設関係支出、設備関係支出、特定資産への積立などの資産運用支出を含んでいます。

■ 引当特定資産

学校法人が将来に備えて目的別に積み立てている資産です。

(1)退職給与引当特定資産

退職金用の特定資産。退職金は私学財団に掛金を払う形で積み立てているので少額の積立になっています。

(2)固定資産購入引当特定資産

将来の校舎改築用の特定資産

(3)固定資産修繕引当特定資産

校舎等を修繕した時の支払のための特定資産

(4)恒常的支払引当特定資産

賞与資金

(5)減価償却資産取換引当資産

固定資産を将来取り換え更新するための引当資産

(6)第2号基本金引当特定資産

2号基本金のための資産

(7)第3号基本金引当特定資産

奨学基金のための資産

■ 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、企業会計の損益計算書に近いものです。

事業活動収支計算書の教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額は、それぞれ損益計算書の営業利益、経常利益、当期純利益に相当します。

事業活動収支計算書では、経常的な収支（教育活動における収支と教育活動外の収支）と臨時的な収支を区分し、それぞれに収支差額を把握することができます。

■ 基本金

教育研究活動を行うためには、校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金などの資産が必要不可欠です。これらの教育研究活動に必要な資産のうち、継続的・計画的に維持していきべき資産の額を帰属収入から組入れた金額が基本金です。この基本金の対象は「学校法人会計基準」において、以下の4つに分類し規定されています。

(1)第1号基本金

校地、校舎、機器備品、図書などの固定資産の取得価額

(2)第2号基本金

将来固定資産を取得する目的で積み立てた預金などの価額

(3)第3号基本金

奨学基金、研究基金などの資産の額

(4)第4号基本金

運営に必要な運転資金の額（文部科学大臣の定める額）

■ 貸借対照表

貸借対照表は、財産状況を明らかにするため、決算日における資産、負債、基本金、繰越収支差額の内容および残高などを示した表です。

企業会計の貸借対照表とは、特定資産（将来の特定の支出に備えるために留保した資産）の設定がある点が異なります。